

2023年12月1日施行

リサーチペーパー発行規程

(発行目的)

第1条 この規定は、本研究所研究員（以下、研究員と称する）の調査研究の成果および本研究所が行う調査研究関係事業の成果を公表するために発行する『Seikeiken Research Paper Series』（以下、リサーチペーパーという）の発行に関し必要な事項を定めるものである。

(掲載の対象)

第2条 リサーチペーパーの掲載対象は下記のものとする。

- ・『政経研究』、『政経研究時報』に分量その他の関係で掲載できない論文
- ・特定のテーマに関する複数論文の集团的発表
- ・論争や論点の整理
- ・重要文献の翻訳・紹介
- ・委託研究関連報告（要約、補足等）
- ・学会報告前レポート
- ・斬新なものをタイムリーに発表するもの
- ・戦災資料センター事業にかかわる研究成果
- ・その他研究委員会が特に認めたもの

(掲載の要件)

第2条 リサーチペーパーに掲載できるのは、研究員が執筆したもの、及び本研究所調査研究報告である。

- 2 研究員は、研究委員会の了承を得て、本研究所研究員でないものと共同でリサーチペーパーの発行を研究委員会に申請することができる。
- 3 リサーチペーパーの発行を申請する者は、事前に、本研究所内または本研究所外に公開された研究会でそれに関する報告を行っていないなければならない。
- 4 緊急を要する調査研究等については、研究委員会の特別の承認を得て、公開された研究会での報告なしでリサーチペーパーの発行を申請することができる。

(掲載の手続き)

- 第4条 リサーチペーパーを発行しようとする者は、発行者の所属（研究員等）を記載した申請書、申請理由書、及び本研究所主任研究員・『政経研究』編集委員・研究委員会委員・戦災資料センター運営委員の中の1名の推薦書、研究活動における不正・不適切な行為をしない旨の誓約書を研究委員会に提出しなければならない。
- 2 発行申請書類についての研究委員会の承認を得て発行申請者は原稿を研究委員会に提出する。
- 原稿提出者は原稿に誤植がないかどうか十分にチェックしなければならない。
- 原稿の執筆形式、文字数は任意とする。
- 3 研究委員会の承認を得たのち、リサーチペーパーが発行されることとなる。

(発行時期)

第5条 発行は随時発行とする。

(発行形態)

- 第6条 国会図書館納本、著者等への寄贈、研究所保存のためにリサーチペーパーは冊子体で必要部数を発行する。
- 2 執筆者の了解を得て研究所のホームページにリサーチペーパーを掲載する。
- リサーチペーパーは原則として電子版で公表する。

(予算、費用負担)

- 第7条 発行に関する予算は1年度につき10万円を限度とする。
- 2 印刷部数やページ数が非常に多い場合などには、研究委員会は執筆者に費用の一部負担を求めることができる。
- 3 執筆者は発行費用を全額負担することができる。

(原稿料)

第8条 原稿料は支払わない。

(理事会への報告)

第9条 研究委員会はリサーチペーパーの発行について理事会に報告する。